

経営者が最低限知っておきたい！

消費税の税務 I

## はじめに

去る平成 26 年 11 月 18 日、消費税の 10%増税が 1 年半延期されることが決まりました。しかし、危機的な財政状況を考えれば、今後将来に渡り消費税が大きく増税されることは間違いありません。消費税は価格転嫁ができれば大きな問題にはなりません、価格競争力が弱く、消費税の転嫁が難しい中小企業にとって、消費税の増税は死活問題になります。

消費税は法人税と異なり、節税手段が限られています。このため、消費税の対策を行うには、消費税の仕組みを深くかつ正確に理解するより他にありません。とは言え、消費税の仕組みは非常に複雑ですから、すべてを理解することは非常に難しいのです。この点を踏まえ、消費税について経営者が最低限知っておきたい事項を、簡単にまとめたのが本テキストです。

第一回目の今回は、消費税の計算ではなく、納税義務の判断など全体的な注意点について解説しています。消費税の節税に直接関係する話は多くはありませんが、消費税のトラブルの大部分は今回の解説内容に関係するところです。このため、注意して内容を確認してください。

本テキストが、皆様のビジネスにとってわずかなりともお役にたつのであれば、これに勝る喜びはありません。

### 目次

- I 消費税の全体像
- II 納税義務の判断

### <注意点>

本小冊子は、平成 26 年 12 月 1 日現在の法令等に基づいて作成されております。今後の税制改正等により、本小冊子の内容等の全部または一部につき、変更があり得ますので、ご注意ください。なお、平成 27 年 10 月 1 日から、電子書籍等に課税される消費税の取扱いが改正される予定ですが、この税制改正はまだ国会を通過していませんので、本テキストでは触れていません。その他、消費税は法人だけでなく個人事業者に対しても課税されますが、個人事業者の消費税は法人の消費税と多少異なる部分がありますので、本テキストは法人の消費税を前提に解説しております。

# I 消費税の全体像

【Q1】

＜消費税の仕組み＞

消費税の基本的な仕組みについて教えてください。

【A1】

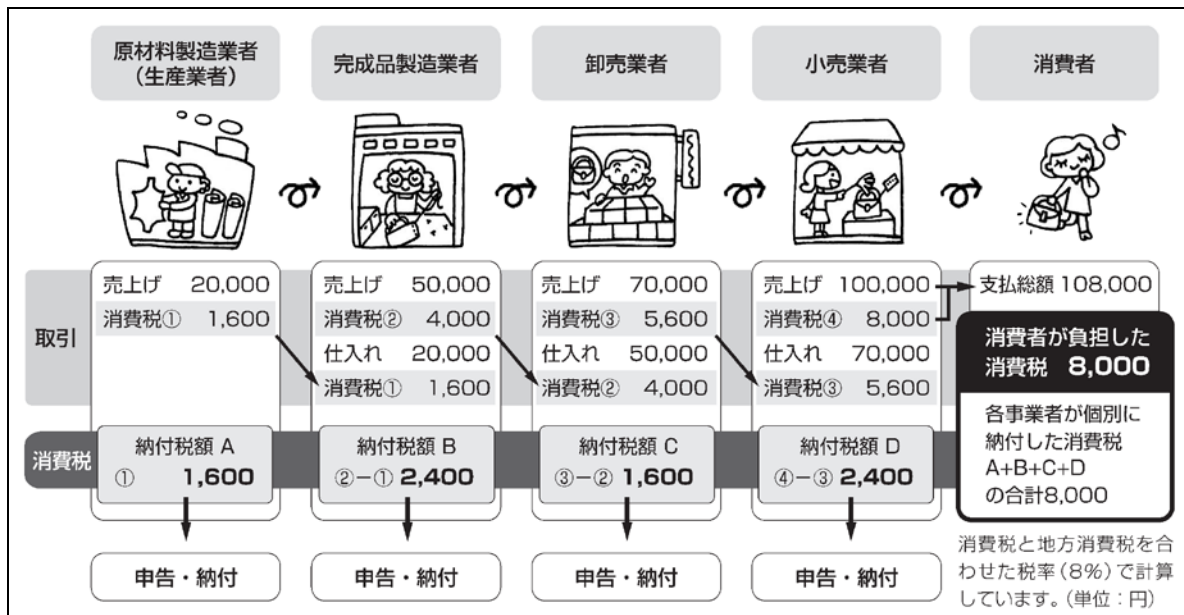
＜前段階税額控除方式が採用される間接税＞

消費税は、消費一般に広く課税し、その負担を最終的に消費者に課す間接税です。消費者に最終的に消費税を負担させるために、前段階税額控除方式が採用されています。

【解説】

消費税は、ほぼすべての取引に対し、8%の税率（国税部分が6.3%、地方税部分が1.7%）で課税される間接税です。消費税は消費一般に広く課税し、最終的な負担を消費者に求めるという考え方から、前段階税額控除方式と言われる仕組みが採用されています（図1参照）。

（図1）前段階税額控除方式



（出典）国税庁「消費税のあらまし（平成26年6月）」

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/01.htm>

（図1）の小売業者を前提に考えていただくと、小売業者は自社の売上に対して8,000円の消費税がかかりますが、その前段階にあたる卸売業者からの仕入に対し、5,600円の消費税を負担しています。そして、小売業者は、この差額である2,400円を国に申告して納税します。

納税した 2,400 円については、各段階の業者が納税した税額を合計するとわかるとおり、最終的には消費者が負担することになります。

このように、前段階の事業者を支払った消費税を、自社の売上に対する消費税から控除することで、各段階の事業者が納税する消費税の負担が、最終的に消費者に転嫁される仕組みが前段階税額控除方式なのです。このように、申告納税に伴う負担は事業者が行い、実質的な税負担は消費者が負うことになるのが消費税なのです。

**【Q2】**

**＜消費税の課税対象となる取引＞**

消費税がかかる取引とかわからない取引があると聞きましたが、その区分について教えてください。

**【A2】**

**＜一定の国内取引と輸入取引が対象＞**

消費税は取引に対して広く課税されますが、すべての取引に課税されるわけではありません。消費税の課税対象となる取引は、所定の要件を満たす国内取引と、輸入取引です。

国内取引については、①国内において、②事業者が、③対価性のある、④資産の譲渡・資産の貸付け・役務の提供を行う場合に消費税が課税されるとされています。

輸入取引については、保税地域から外国貨物を引き取る際、税関に消費税を納税する必要があります。

**【解説】**

商品やサービスを購入すると課税される消費税ですが、あらゆる取引に対して消費税が課税されるわけではありません。消費税の課税対象となる取引は、所定の要件を満たす国内取引と、輸入取引です。

消費税の課税対象となる国内取引は、(図2)の要件を満たす取引をいいます。

**(図2) 消費税の課税対象となる国内取引の要件**

- ① 国内において行う取引であること
- ② 事業者が事業として行う取引であること
- ③ 対価性がある取引であること
- ④ 資産の譲渡・資産の貸付け・役務の提供であること

- ① 国内において行う取引であること

消費税は日本の税金ですので、外国で行う取引に対しては、(日本の)消費税は課税されません。取引を国内において行ったか否か、という点に関しては、原則として(図3)の場所が国内か否かで判断することになっています。

(図3) 国内において行ったか否かの判断

取引の種類	判断基準となる場所
資産の譲渡(商品の販売など)	譲渡時に資産が所在していた場所
資産の貸付け(建物の賃借など)	貸付け時に資産が所在していた場所
役務の提供(サービスの提供など)	役務の提供が行われた場所

② 事業者が事業として行う取引であること

サラリーマンが車を下取りに出した場合などには、消費税はかかりません。サラリーマンは事業者ではないからです。事業者が事業として行う取引でなければ、消費税の課税対象にはなりません。

事業者とは、個人事業者と法人をいいます。法人については、全ての取引が「事業として行う取引」となりますが、個人事業者の場合には、事業者の立場で行う取引が「事業として行う取引」となります。このため、家庭用の掃除機を個人事業者が売却しても、それは事業者の立場で行うものではありませんので、消費税の課税対象にはなりません。

なお、個人事業者の消費税は法人の消費税と多少異なる部分がありますので、本テキストは法人の消費税を前提に解説しております。

③ 対価性がある取引であること

対価性とは、何らかの見返りがある、ということを意味します。商品を販売すれば、その見返りに代金をもらいますので、この場合には対価性があります。

一方で、国から補助金をもらう場合には、もらった補助金に対して何か見返りを支払うことはありません。このため、この場合には対価性はありません。

消費税の課税対象となるのは、対価性がある取引に限られますので、補助金や寄附金などは消費税の課税対象にはなりません(図4参照)。

(図4) 対価性のない取引の具体例

国や地方からの補助金、寄附金、保険金、宝くじの当せん金、利益の配当、税金 etc
--

④ 資産の譲渡・資産の貸付け・役務の提供であること

資産の譲渡とは、資産の売買や交換などをいい、役務の提供とは、請負などのサービスの提供を意味します。消費税の課税対象となる取引は、これら3つの取引のいずれかに限定されます。

その他、輸入取引についても消費税の課税対象となる、とされていますが、ここでいう輸入取引とは、保税地域から外国貨物を引き取ることをいいます。

輸入する場合、税関に通関手続きを行ってから貨物を引き取りますが、この輸入手続きを行う所定の場所を保税地域といいます。加えて、そこから輸入手続きにより引き取る前の貨物が外国貨物となります。

輸入取引については、通関手続きを行う際、消費税を税関に納税する必要があります。

**【Q3】** <課税対象なのに消費税がかからない取引>

病院で治療を受けましたが、その際受けた領収書には消費税が書かれていませんでした。治療も役務の提供ですから、消費税の課税対象となる国内取引に該当すると思いますが、問題はないのでしょうか。

**【A3】** <非課税取引と免税取引>

消費税の課税対象となる取引でも、消費税がかからない取引として、非課税取引と免税取引があります。

**【解説】**

消費税の課税対象となる取引であっても、敢えて消費税をかけないとされている取引があります。非課税取引と言われるものです。

非課税取引とは、社会政策的な配慮などから消費税を課税すべきでないとされたもので、以下の(図5)のようなものが挙げられます。

**(図5) 非課税取引の具体例**

- ① 土地や借地権などの譲渡や貸付け
- ② 有価証券や金銭債権などの譲渡
- ③ 貸付金の利子や保険料など
- ④ 郵便切手類、印紙、商品券などの譲渡

- ⑤ 行政手数料や外国為替取引など
- ⑥ 社会保険診療の対象となる医療（自由診療は課税されます）など
- ⑦ 介護保険法の規定に基づく居宅サービスや一定の社会福祉事業など
- ⑧ 助産
- ⑨ 埋葬料、火葬料
- ⑩ 身体障害者用物品（義肢や車椅子など）の譲渡や貸付けなど
- ⑪ 一定の学校の入学金や授業料など
- ⑫ 教科用図書の譲渡
- ⑬ 住宅の貸付け

その一方で、免税取引という、消費税がゼロ円課税される取引があります。具体例としては、以下の（図6）のようなものが挙げられます。

#### （図6）免税取引の具体例

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 国内と国外との間の通信又は郵便若しくは信書便
- ③ 外国貨物の運送や保管など
- ④ 非居住者に対する営業権などの譲渡又は貸付け
- ⑤ 以下のイ～ハを除く非居住者に対する役務の提供
  - イ 国内に所在する資産に係る運送又は保管
  - ロ 国内における飲食又は宿泊
  - ハ イ又はロに準ずるもので国内において直接便益を享受するもの
- ⑥ その他一定の取引

輸出業者の消費税は優遇されている、という話を耳にされた方も多いと思いますが、その話はこの免税取引にあります。免税取引も非課税取引も消費税がかからない、という点は同じですが、免税取引に対しては、原則として前段階の業者に支払った消費税の還付が認められる、というメリットがあります。一方で、非課税取引に対しては、消費税の還付が原則として認められません。

ところで、消費税は皆様が行う取引を、課税対象となる取引のうち非課税取引や免税取引以外のいわゆる「課税取引」、「非課税取引」、「免税取引」、そして課税対象とならない取引に、正確に区分することが重要になります。これらの区分ができなければ計算もできません。

巻末の（参考資料）に、誤り易い判断について何点か紹介しています。こちらを参考にしながら、場合によっては専門家の意見も聞きながら、正確に区分することとしてください。

消費税は消費者に代わって事業者が申告納税するということですが、期限や具体的な手続きについて教えてください。

**【A 4】 <決算日から二月以内の申告納税と中間申告>**

消費税は、法人の場合、法人税と同様、原則として決算日から二か月以内に申告納税する必要があります。

その他、前期の消費税額に応じて、複数回の中間申告を行う必要があります。

**【解説】**

消費税は法人の場合、原則として決算日から二か月以内に、その事業年度の消費税額を税務署に申告納税することとされています。このため、確定申告期限は原則として法人税と同様であり、法人税と消費税を併せて申告納税することが通例です。

ただし、注意しなければならない制度があります。それは、法人税の「確定申告期限の延長特例」と言われる特例です。この特例の適用を受けている場合には、法人税の確定申告期限が一月延長されて三か月以内とされますが、消費税にこのような制度はありません。このため、法人税について「確定申告期限の延長特例」の適用を受けている場合にも、消費税は通常通り、決算日から二か月以内に申告納税を行う必要があります。

その他、消費税は前期の消費税額に応じて、原則として（図7）のとおり、中間申告を行う義務があります。

**（図7）消費税の中間申告**

前期の消費税額 （※1）	609,500 円以下	609,500 円超 5,079,300 円以下	5,079,300 円超 60,952,300 円以下	60,952,300 円 超
中間申告の回数	原則 中間申告不要 （※2）	年1回	年3回	年11回
申告納税期限		各中間申告の対象となる課税期間の末日の翌日から2月以内		（※3）
中間納付税額 （※4）		前期の消費税× 1/2	前期の消費税×1/4	前期の消費税 ×1/12

（※1）前期が一年未満の場合には、一年に換算した金額で判断します。地方消費税を含む金額です。

（※2）所定の届出を行うことで、中間申告ができる、という制度があります。

（※3）最初の一月分は、その事業年度開始日から2月を経過した日から2月以内が期限となります。その他は、中間申告の対象となる課税期間の末日の翌日から2月以内が期限です。

（※4）前期の消費税をベースにする計算に代えて、その中間申告の対象となる課税期間の実績を基に計算する方法も認められています。



## Ⅱ 納税義務の判断

### 【Q5】 <消費税の納税義務>

売上が小さい会社は、消費税が免除されると聞きましたが、本当でしょうか。

### 【A5】 <原則として、二期前の売上が1千万円以下は免除>

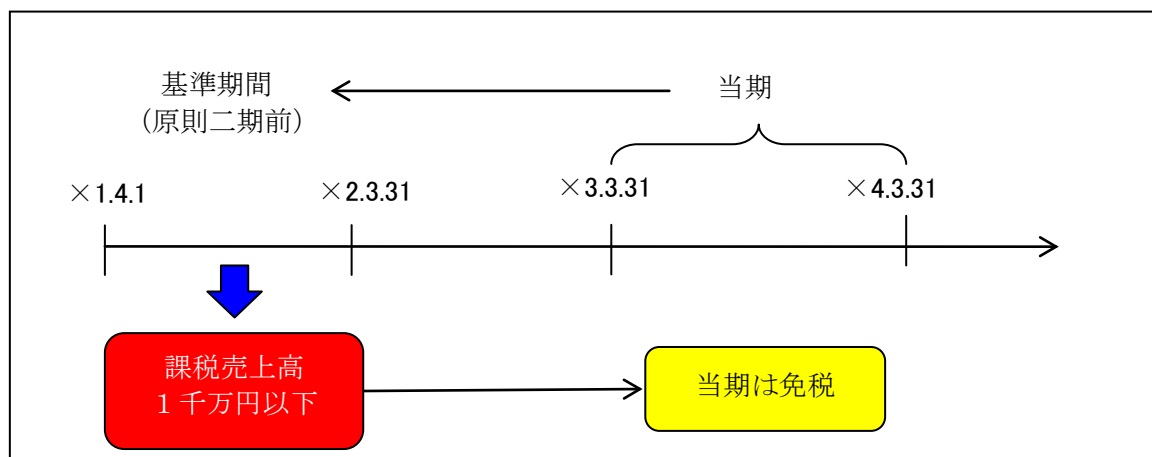
原則として、二期前の消費税がかかる売上が1千万円以下であれば、消費税は免除されます。

ただし、近年の税制改正で判定が多少難しくなっていますので、注意が必要です。

### 【解説】

消費税の納税義務は、基準期間の課税売上高が1千万円以下であれば、原則として免除されます。基準期間とは、1年決算法人の場合、原則として二期前の事業年度をいいます（図8参照）。

（図8）基準期間の課税売上高と消費税の納税義務

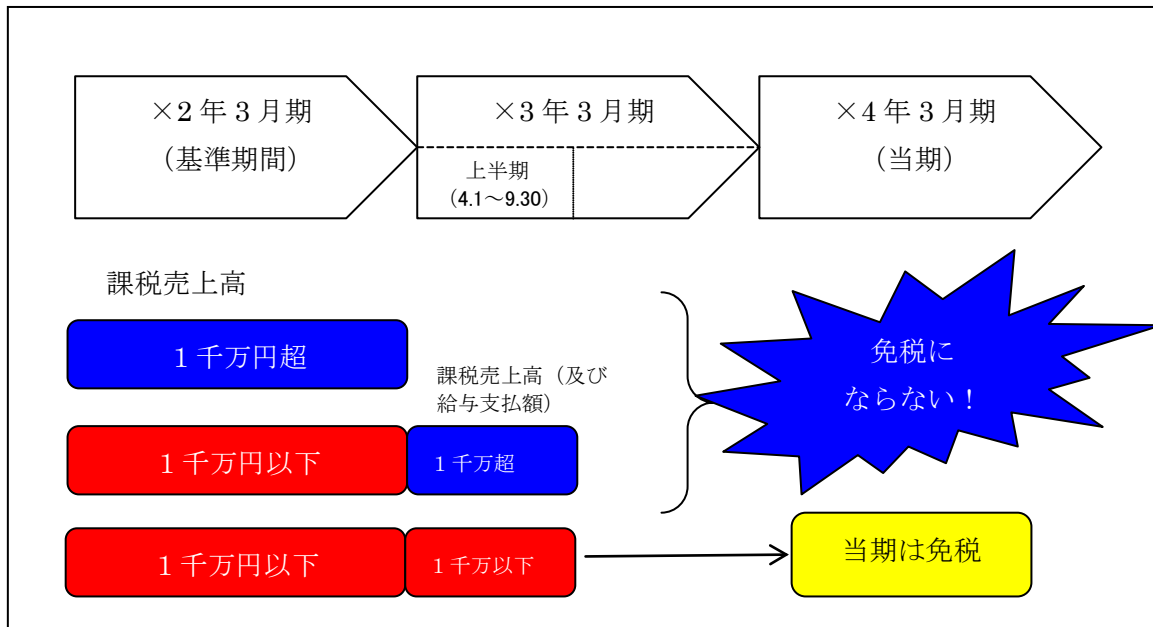


ここでいう課税売上高とは、課税取引に係る売上高に、輸出取引などの免税取引の売上高を加算した金額を言います。免税取引も消費税がゼロ円かかる、とされていますので、その売上高も影響することになります。

ところで、近年の税制改正により、基準期間の課税売上高が1千万円以下であっても、それだけでは消費税が免除されることにはならず、前期上半期6月間の課税売上高等についても検討する必要が生じました。具体的には、前期の上半期の課税売上高及び前期の上半期の給与支給額の

両方が1千万円超になる場合には、基準期間の課税売上高が1千万円以下でも消費税は免除されないとされています（図9参照）。

（図9）消費税の納税義務判断



(※) 国税庁「消費税のあらまし (平成 26 年 6 月)」を基に作成  
(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/01.htm>)

【Q6】 <課税売上高の金額の計算>

原則として、二期前の売上が1千万円以下の場合には消費税が免除されるということですが、この売上金額には消費税は含まれますか。

【A6】 <消費税は含まない金額で計算する>

1千万円以下の金額の判断は、消費税を含まない金額で判断します。なお、二期前が、消費税が免除されていた期間であれば、そもそも消費税を負担することにならないので、消費税込の金額で判断します。

【解説】

一年決算法人の場合、原則として二期前の消費税の課税売上高が1千万円以下であれば消費税が免除されますが、この課税売上高は、消費税抜きで判断します。このため、二期前の売上が1,080万円（消費税込）の場合には、消費税抜きで1,000万円の売上となりますので、当期は消費税が免除されます。

注意点としては、判定対象となる基準期間において、消費税が免除されていた場合には消費税込の売上で見ると、ということです。免除されるのであれば、消費税をそもそも負担していないこととなりますから、先の例で行けば、消費税が免除されていた二期前には1,080万円の課税売上高があるということになり、当期において消費税は免除されません。

**【Q7】**

**＜新設法人の場合の納税義務＞**

新設法人の場合、基準期間や前事業年度がありませんが、納税義務はどのように判断するのでしょうか。

**【A7】**

**＜原則として資本金で見る＞**

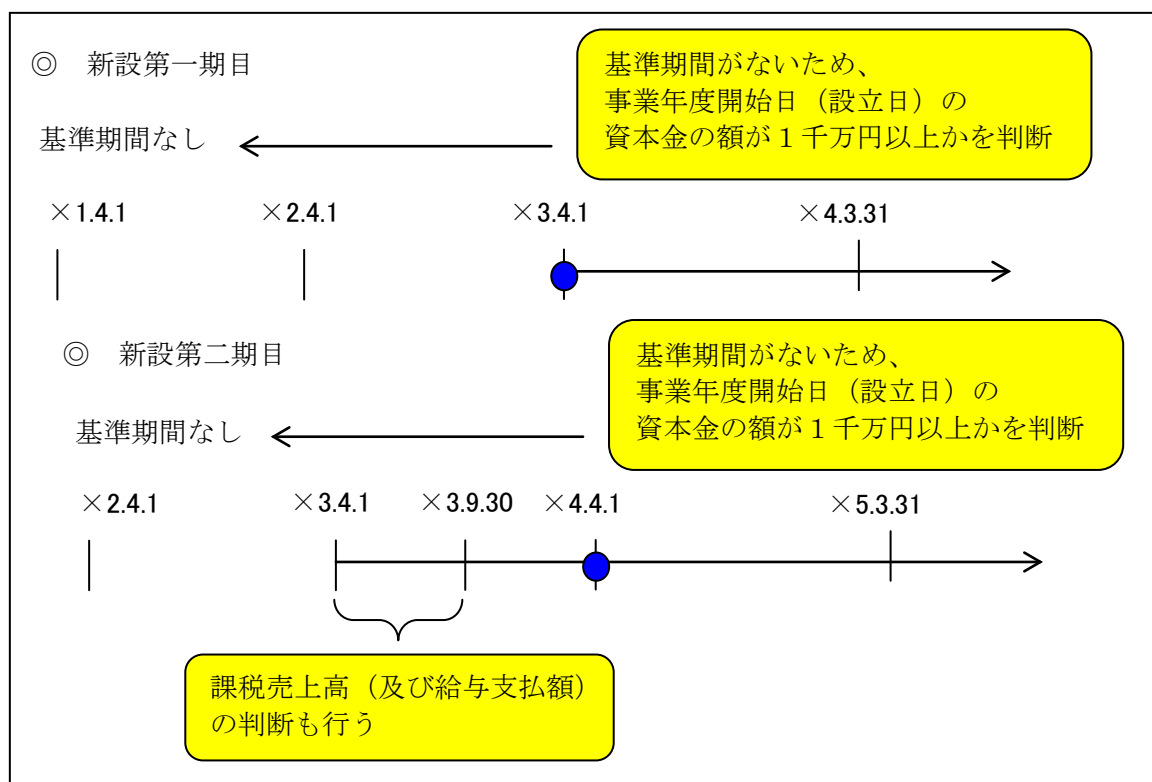
基準期間がない法人については、原則として事業年度開始の日における資本金の額が1千万円以上か否かで納税義務を判断することになっています。ただし、近年の税制改正で判定が難しくなっていますので、注意が必要です。

**【解説】**

新設法人などの基準期間がない法人については、原則として事業年度開始の日における資本金の額で判断することになります。具体的には、基準期間のない法人については、その日における資本金が1千万円未満であれば、消費税の納税義務は免除されます。

新設法人の第二期目については、前期（新設第一期目）はありますので、前期の上半期の課税売上高等の判定ができます。ただし、基準期間はありませんので、資本金が1千万円未満か否かの判定も行います（図10参照）。

**（図10）新設法人の納税義務判断**



注意点ですが、近年の税制改正により、課税売上高が5億円超の法人に支配されるような特定の新設法人については、基準期間がない事業年度について、資本金の額に関係なく、消費税が免除されないことになっています。このような大法人がグループ会社に存在する場合には、注意が必要です。

【Q8】

＜消費税が免除される場合のデメリット＞

消費税が免除されるのであれば、消費税分利益が増えると思いますが、その理解で大丈夫でしょうか。加えて、免除される場合に何かデメリットはありますか。

【A8】

＜還付を受けることができない＞

おっしゃる通り、消費税が免除される場合には、消費税分利益が増えますので、いわゆる益税が発生します。

消費税が免除される場合、消費税の還付を受けることができないというデメリットがあります。

【解説】

消費税の益税という言葉を目にしたことがある方も多いと思います。これは、消費者に負担させる消費税を国に納税せず、事業者の利益とすることを言います。消費税が免除されるのであれ

ば、消費者から預かる消費税は価格に上乗せされたまま、国に納税されませんので、そのまま事業者の利益となります。この益税は、日本の消費税の大きな問題とされています。

消費税が免除されることで事業者が直接受ける不利益としては、消費税の還付を受けられないことが挙げられます。消費税は前段階税額控除方式といわれる仕組みを採用していますので、前段階の事業者を支払った消費税を、自社の売上に対する消費税から控除することができます。この場合、支払った消費税が売上に対する消費税よりも大きければ、差額の消費税の還付を受けることができます。

建物を建てた場合など、支払った消費税が売上に対する消費税よりも大きくなり、還付を受けるケースはかなり多くあります。しかし、消費税が免除されると、この特典を受けることができません。

消費税が免除される事業年度において、還付を受けようとする場合には、後述する消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

#### 【Q9】

#### ＜消費税課税事業者選択届出書の手続き＞

消費税課税事業者選択届出書の提出手続きや、注意点などについて教えてください。

#### 【A9】

#### ＜事業年度開始日前日までの提出と二年縛り＞

消費税課税事業者選択届出書は、その適用を受けようとする事業年度の開始日の前日までに提出しなければなりません。つまり、消費税の免除を受けないこととする事業年度の開始日の前日が提出期限となります。

この届出書を提出すると、その後最低でも二年間は消費税の免除を受けることはできないため、注意する必要があります。

#### 【解説】

消費税が免除されるにもかかわらず、還付を受けようとする場合には、消費税課税事業者選択届出書を税務署に提出する必要があります。この届出書は、原則としてその適用を受けようとする事業年度の開始日の前日までに提出する必要がある、とされています。

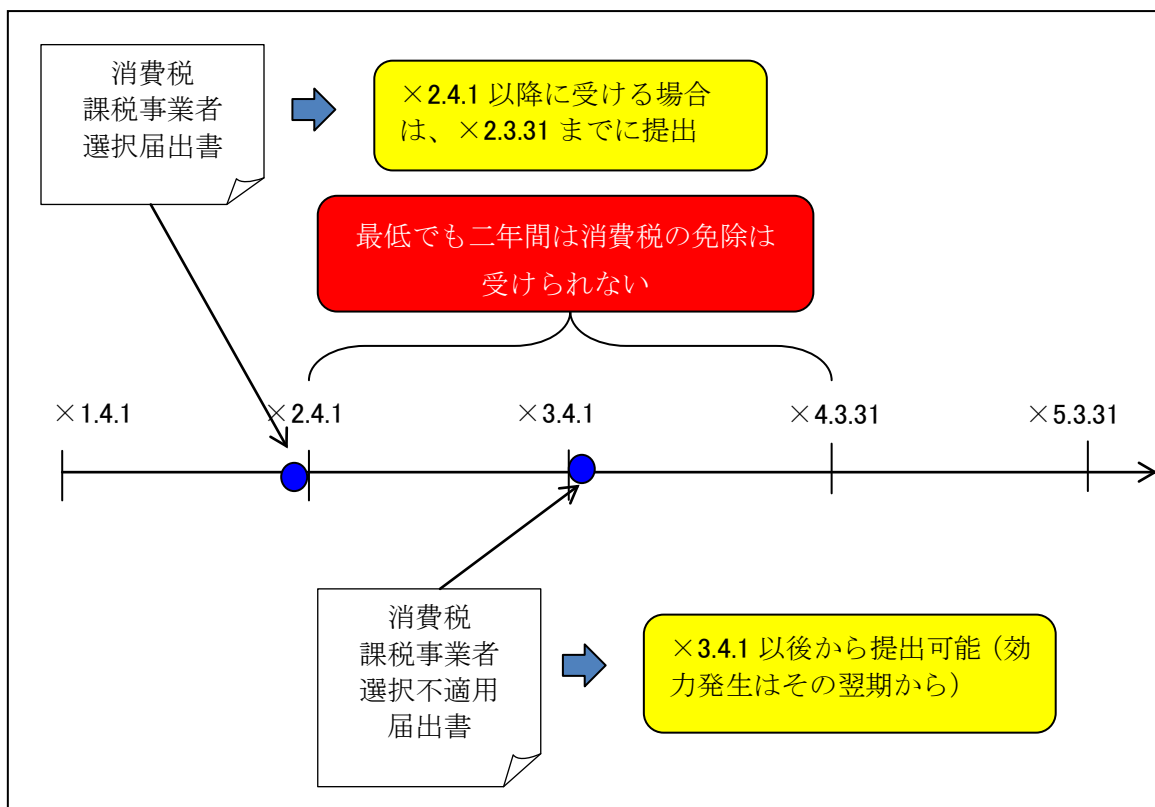
適用を受けようとする事業年度の開始日の前日までに提出するため、当期の実績を見てから提出する、といったことはできません。来期以降に高額の設定投資を行うため還付が見込まれる、といった予測を立てた上で、あらかじめ提出しなければならないのです。このため、見込みを誤ると、本来納税する必要がなかった消費税を、免除の適用がなくなるため納税しなければならない、といった不利益を受けるリスクもあります。

この届出書を提出する上で、注意しておかなければならない点は、最低でも二年間（一定の要件を満たす場合には三年間）は消費税が免除されないという点です。このため、還付を受けたい事業年度だけ消費税の免税の適用を受けない、といったことはできません。

なお、この消費税課税事業者選択届出書は、一度提出すると、その適用を受けないとする「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しない限り、その効果が継続するとされています。消費税課税事業者選択不適用届出書を提出すると、提出した事業年度の翌期から消費税課税事業者選択届出書の効力がなくなります。

ただし、消費税課税事業者選択不適用届出書は、消費税課税事業者選択届出書を提出して消費税の免税の適用を受けないとした事業年度の開始日から、二年を経過する日の属する事業年度の開始日以後（1年決算法人であれば、通常は課税事業者選択届出書を提出した二期後の事業年度）でなければ、提出することができません（図 11 参照）。

（図 11）消費税課税事業者選択届出書等の提出時期



【Q10】

＜消費税課税事業者選択届出書による還付の注意点＞

当社（3月決算）は消費税が免除される来期（x2.4.1～x3.3.31）において、建物を建設する予定がありますので、消費税課税事業者選択届出書を提出しようと考えていま

す。税理士から、この届出書を提出して還付を受ける場合には、今後3年間は消費税の免除が受けられないと聞きましたが、2年間ではなく3年間になるのでしょうか。

**【A10】** <設備投資関係の還付は特例がある>

消費税が免除されるにもかかわらず、設備投資を行うため消費税課税事業者選択届出書を提出して還付を受けようとする場合には、原則としてその設備投資を行った事業年度以後3年間は消費税の免除が受けられないこととされています。

**【解説】**

高額な設備投資を行った場合、消費税が還付されることがありますので、消費税が免除される場合であっても、このような設備投資を行う予定があるときは、消費税課税事業者選択届出書を提出することが通例です。この場合の注意点として、一定の要件に該当すると、設備投資を行った事業年度から3年間は、消費税が免除されないという制限があります。

具体的には、消費税課税事業者選択届出書を提出してから、その効力が最低継続する二年間の間に、100万円（消費税抜）以上の固定資産を購入した場合には、その購入した事業年度開始日から3年を経過する日の属する事業年度（1年決算法人であれば、通常は固定資産を購入した事業年度以後3事業年度）まで、消費税の免除が受けられないとされています。

消費税課税事業者選択届出書を提出して設備投資の還付を考える場合、このような制限もありますので、専門家にあらかじめ相談するなどして、ミスの無いように処理したいところです。

**【Q11】** <消費税課税事業者選択届出書の提出期限>

当社（3月決算）は消費税が免除される来期（×2.4.1～×3.3.31）において、建物を建設する予定がありますので、消費税課税事業者選択届出書を提出しようと思いました。届出書の提出期限（×2.3.31）は日曜日で税務署が閉まっていたので、その翌日（×2.4.1）に税務署に持参しましたが、提出期限を経過しているため、来期からの適用は受けられないという指導を税務署から受けました。

土日で税務署が閉まっていれば、法人税の申告期限は次の営業日まで延長されるはずですが、この届出書の提出期限は違うのでしょうか。

**【A11】** <消費税の届出書は期限の延長が基本ない>

消費税課税事業者選択届出書に限った話ではありませんが、消費税の届出書の提出期限は、その期限が土日であっても、原則として次の営業日まで延長されません。消費税は、届出書の提出有無によって有利不利が大きく異なりますので、厳重注意が必要です。

## 【解説】

消費税は先に述べた消費税課税事業者選択届出書以外にもさまざまな届出書があります。消費税はこれらの届出書の提出有無により、納税額に大きな影響が出ます。このため、消費税のトラブルの大部分はこれらの届出書の提出に関するものですが、これらのトラブルのうち、最も多いミスの一つが提出期限に関する誤解です。

法人税などの申告書は、その提出期限が土日など税務署の休日であれば、提出期限を次の税務署の営業日まで延長する、という取扱いが設けられています。しかし、消費税の届出書の提出期限は、この取扱いが設けられていません。このため、提出期限が土日であれば、原則として前倒しで提出する必要があります。法人税などの申告書と消費税の届出書を同様に考える誤りが多数報告されていますので、十分に注意したいところです。

なお、郵送提出の場合には、法人税などの申告書と同様、税務署に到着した日ではなく、原則として消印が押される発送日に提出があったとされます。



## (参考資料) 消費税の誤り易い判断の代表例

内容	区分	理由や注意点
保険金の受取	対象外	何かの見返りとしてもらうものではなく、事故の発生でもらうものですから、対価がありません。
保険料の支払	非課税	保険サービスの対価になるため、課税対象ですが、非課税とされています。
賠償金や違約金の支払い	原則対象外	原則として対価がありませんが、商品に代えて賠償金を支払う場合など、課税されることがあります。
株式の配当金の受領	対象外	株式投資をしても、必ず配当金はもらえるものではないため、対価がないとされています。
ゴルフ会員権の売却	課税	消費税の世界では、ゴルフ会員権は非課税となる有価証券ではないとされています。
駐車場の貸付け	課税	駐車場の貸付けは、非課税となる土地の貸付けから除かれています。
土地売買の仲介	課税	土地の売却は非課税ですが、その仲介業務は課税されます。
社宅の貸付け	非課税	社宅も住宅ですから、非課税となる住宅の貸付けに該当します。
住居の礼金	非課税	礼金も住宅の貸付けに伴って必然的に支出するものですから、非課税となる住宅の貸付けに含まれます。
住居の敷金	対象外	敷金は家主に預けるものですから、住宅の貸付けの対価ではありませんし、対価性もありません。
事務所の貸付け	課税	事務所は住宅ではありませんので、非課税にはなりません。
住宅を事務所として利用	非課税	非課税となる住宅の貸付けに該当するかは、賃貸借契約の内容によります。
国際電話の電話料金	免税	国際電話は、国をまたぐ通信ですから、免税とされます。
海外旅行の旅費	免税	国をまたぐ旅客になりますから、免税とされます。
海外送金の手数料	非課税	海外送金は、非課税となる外国為替取引に該当します。なお、国内送金の手数料は課税されます。
香典、祝い金等の支払い	対象外	これらは見返りがあるとは言えませんが、対価性はありません。
お歳暮の贈答のための購入	原則課税	お歳暮を贈るという目的があっても、売主から見れば商品を買ったことと同じです。